

マナーアップ
鹿児島島

大人も
子どもも

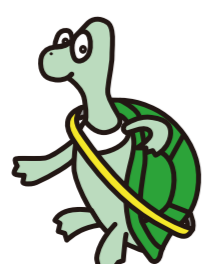
ヘルメットを
着用しましょう



「かごしま自転車条例」を守りましょう。

- 中学校以下の子どもにヘルメットを着用させるのは保護者の義務です。
- そのほかの自転車利用者のヘルメット着用についても努力義務となっています。

令和5年4月1日から、改正道交法の施行により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。



鹿児島県交通安全県民運動推進協議会
(事務局：鹿児島県男女共同参画局くらし共生協働課内)

